

委員会提出議案第2号

医師の地域偏在、診療科偏在、並びに医師不足の
解消を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定
により提出します。

平成30年9月26日 提 出

提出者 文教厚生委員会

委員長 小 林 弘

医師の地域偏在、診療科偏在、並びに医師不足の解消を求める意見書

和歌山県の医療圏別人口 10 万人当たり医療施設従事医師数は、全国でも上位にあるが、その実態は和歌山保健医療圏に医師が偏在し、橋本保健医療圏は全国平均にも程遠い状況である。

自治体病院は、地域医療の最後の砦として、行政、医師会、その他医療機関、介護施設等と連携し、地域に必要な医療を公平・公正に提供し、地域住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命としている。また、地域住民の命と健康を守ることは地域の担い手を定着させるための基本である。

そのような中で、橋本市民病院は、地域の二次救急を担う急性期病院として、また、地域災害拠点病院、地域がん診療連携拠点病院として、地域にとってはなくてはならず、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年においても、地域医療を支える中核病院としての役割を変わることなく担っているものと考えます。

にもかかわらず、当院の常勤医師の現状は、呼吸器内科、救急科、麻酔科、放射線科で各 1 名のみで、腎臓内科、代謝内科、耳鼻咽喉科に至っては不在の状態が続いており、平成 31 年度には更に消化器内科も不在となる見込みで、極めて深刻な事態となっている。

また、医師の診療科偏在と医師不足は、病院全体として病院勤務医の過重労働にも繋がるもので、その対応は喫緊の課題である。国においては、「医師の働き方改革に関する検討会」で、労働時間短縮や勤務環境改善の議論が進められているが、地域においては、医師法に定める応召義務を遵守しながら限られた人員体制によって地域住民の医療を確保しているという厳しい実態にある。

よって、和歌山県においては、医師需給・偏在の状況、人口構造の変化や地域の実状等を十分に踏まえ、医師が無理なく地域医療を担い、そして、地域住民が安心して医療を受けられるよう、適切な措置が講ぜられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日
橋 本 市 議 会

(提出先) 和歌山県知事